

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		障がい者等移送サービス事業利用料金助成申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市障がい者等移送サービス事業利用料金助成要綱第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市障がい者等移送サービス事業利用料金助成要綱第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 7月 1日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成の対象者</p> <p>移送サービス事業の利用料の助成を受けることができる者は、移送サービス事業を利用した市内に住所を有する者で、車いす又はストレッチャーの使用により公共交通機関の利用が困難な次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む施設（軽費老人ホームを除く。）に入所中の者は、助成を受けることができない。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める者</p>	